



鳥取県公報

平成17年 2月18日(金)
号外第20号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	鳥取県税条例及び鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例（1）（税務課）	1
	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（2）（市町村振興課）	2
	鳥取県児童相談所設置条例の一部を改正する条例（3）（子ども家庭課）	3
	鳥取県文化財保護条例の一部を改正する条例（4）（教育委員会事務局文化課）	4

条 例

鳥取県税条例及び鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 2月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第1号

鳥取県税条例及び鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例案

(鳥取県税条例の一部改正)

第1条 鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(自動車取得税の課税標準) 第173条 略 2 次に掲げる自動車の取得については、その取得の 時における当該自動車の通常の取引価額として法第 699条の7第2項の総務省令で定めるところにより 算定した金額を前項の取得価額とみなす。 (1) 略 (2) 代物弁済に係る給付として又は交換若しくは	(自動車取得税の課税標準) 第173条 略 2 次に掲げる自動車の取得については、その取得の 時における当該自動車の通常の取引価額として法第 699条の7第2項の総務省令で定めるところにより 算定した金額を前項の取得価額とみなす。 (1) 略 (2) 代物弁済に係る給付として又は交換若しくは

民法（明治29年法律第89号）第553条の負担付贈与（被相続人から相続人以外の者に対してされた同法第1002条第1項の負担付遺贈を含む。）に係る財産の移転としてされた場合における自動車の取得

(3) 略

民法（明治29年法律第89号）第553条の負担附贈与（被相続人から相続人以外の者に対してされた同法第1002条の負担附遺贈を含む。）に係る財産の移転としてされた場合における自動車の取得

(3) 略

(鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年鳥取県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(登録の拒否)</p> <p>第6条 知事は、申請者が次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の<u>行為能力</u>を有しない未成年者でその法定代理人が前各号の<u>いずれかに</u>該当するもの</p> <p>(6) 法人でその役員のうち前各号の<u>いずれかに</u>該当する者があるもの</p> <p>(7) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(登録の拒否)</p> <p>第6条 知事は、申請者が次の各号の<u>一に</u>該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の<u>能力</u>を有しない未成年者でその法定代理人が前各号の<u>一に</u>該当するもの</p> <p>(6) 法人でその役員のうち前各号の<u>一に</u>該当する者があるもの</p> <p>(7) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、民法の一部を改正する法律（平成16年法律第147号）の施行の日から施行する。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年2月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第2号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事 務	市町村等	事 務	市町村等
1～8の3 略		1～8の3 略	
8の4 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの <u>（1）第4条第2項及び第7条第3項の規定により知事が返還する被爆者健康手帳の被爆者への引渡し</u>	略	8の4 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの <u>（1）第4条第2項</u> （第5条において準用する場合を含む。）、 <u>第6条第3項及び第7条第2項の規定により知事が返還する被爆者健康手帳の被爆者への引渡し</u>	略
(2)及び(3) 略		(2)及び(3) 略	
9～44 略		9～44 略	
45 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第6号、 <u>第31条の2第2項第14号二、第62条の3第4項第14号二及び第63条第3項第6号の規定による優良住宅の認定</u>	略	45 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第6号、 <u>第31条の2第2項第11号二、第62条の3第4項第11号二及び第63条第3項第6号の規定による優良住宅の認定</u>	略
46 租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ、 <u>第31条の2第2項第13号八、第62条の3第4項第13号八及び第63条第3項第5号イの規定による優良宅地の認定</u>	略	46 租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ、 <u>第31条の2第2項第10号八、第62条の3第4項第10号八及び第63条第3項第5号イの規定による優良宅地の認定</u>	略
47及び48 略		47及び48 略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県児童相談所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 2月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第3号

鳥取県児童相談所設置条例の一部を改正する条例

鳥取県児童相談所設置条例（平成12年鳥取県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(設置) 第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号) <u>第12条</u> <u>第1項</u> の規定に基づき、児童相談所を設置する。	(設置) 第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号) <u>第15条</u> の規定に基づき、児童相談所を設置する。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

鳥取県文化財保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年2月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第4号

鳥取県文化財保護条例の一部を改正する条例

鳥取県文化財保護条例(昭和34年鳥取県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(目的) 第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。) <u>第182条第2項</u> の規定に基づき、同法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で県の区域内に存するもののうち、県にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって県民の文化的向上に資するとともに、わが国文化の進歩に貢献することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。) <u>第98条第2項</u> の規定に基き、同法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で県の区域内に存するもののうち、県にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって県民の文化的向上に資するとともに、わが国文化の進歩に貢献することを目的とする。
(指定) 第19条 教育委員会は、無形文化財(<u>法第71条第1項</u> の規定により重要無形文化財に指定されたものを除く。)のうち県にとって重要なものを鳥取県指定無形文化財(以下「 <u>県指定無形文化財</u> 」という。)に指定することができる。 2～5 略	(指定) 第19条 教育委員会は、無形文化財(<u>法第56条の3第1項</u> の規定により重要無形文化財に指定されたものを除く。)のうち県にとって重要なものを鳥取県指定無形文化財(以下「 <u>県指定無形文化財</u> 」という。)に指定することができる。 2～5 略
(解除)	(解除)

第20条 略

2 及び 3 略

4 県指定無形文化財について法第71条第1項の規定による重要無形文化財の指定があったときは、当該県指定無形文化財の指定は、解除されたものとする。

5 及び 6 略

(指定)

第25条 教育委員会は、有形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定有形民俗文化財（以下「県指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定無形民俗文化財（以下「県指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2 及び 3 略

(解除)

第26条 略

2 及び 3 略

4 県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財について法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定があったときは、当該県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。

5 及び 6 略

(指定)

第30条 教育委員会は、記念物（法第109条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定史跡、鳥取県指定名勝又は鳥取県指定天然記念物（以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 略

(解除)

第31条 略

2 県指定史跡名勝天然記念物について法第109条第1項の規定による史跡、名勝又は天然記念物の指定が

第20条 略

2 及び 3 略

4 県指定無形文化財について法第56条の3第1項の規定による重要無形文化財の指定があったときは、当該県指定無形文化財の指定は、解除されたものとする。

5 及び 6 略

(指定)

第25条 教育委員会は、有形の民俗文化財（法第56条の10第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定有形民俗文化財（以下「県指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第56条の10第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定無形民俗文化財（以下「県指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2 及び 3 略

(解除)

第26条 略

2 及び 3 略

4 県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財について法第56条の10第1項の規定による重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定があったときは、当該県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。

5 及び 6 略

(指定)

第30条 教育委員会は、記念物（法第69条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定史跡、鳥取県指定名勝又は鳥取県指定天然記念物（以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 略

(解除)

第31条 略

2 県指定史跡名勝天然記念物について法第69条第1項の規定による史跡、名勝又は天然記念物の指定が

があったときは、当該県指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

3 略

(選定)

第36条 教育委員会は、市町村の申出に基づき、法第142条に規定する伝統的建造物群保存地区の区域の全部又は一部（法第144条第1項の規定により重要伝統的建造物群保存地区として選定されたものを除く。）で県にとってその価値が高いものを、鳥取県選定伝統的建造物群保存地区（以下「県選定伝統的建造物群保存地区」という。）として選定することができる。

2 略

(選定)

第39条 教育委員会は、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能（法第147条第1項の規定により選定保存技術として選定されたものを除く。）のうち県として保存の措置を講ずる必要があるものを、鳥取県選定保存技術（以下「県選定保存技術」という。）として選定することができる。

2～4 略

(解除)

第40条 略

2及び3 略

4 県選定保存技術について法第147条第1項の規定による選定保存技術の選定があったときは、当該県選定保存技術の選定は、解除されたものとする。

5及び6 略

あったときは、当該県指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

3 略

(選定)

第36条 教育委員会は、市町村の申出に基づき、法第83条の2に規定する伝統的建造物群保存地区の区域の全部又は一部（法第83条の4第1項の規定により重要伝統的建造物群保存地区として選定されたものを除く。）で県にとってその価値が高いものを、鳥取県選定伝統的建造物群保存地区（以下「県選定伝統的建造物群保存地区」という。）として選定することができる。

2 略

(選定)

第39条 教育委員会は、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能（法第83条の7第1項の規定により選定保存技術として選定されたものを除く。）のうち県として保存の措置を講ずる必要があるものを、鳥取県選定保存技術（以下「県選定保存技術」という。）として選定することができる。

2～4 略

(解除)

第40条 略

2及び3 略

4 県選定保存技術について法第83条の7第1項の規定による選定保存技術の選定があったときは、当該県選定保存技術の選定は、解除されたものとする。

5及び6 略

附 則

この条例は、文化財保護法の一部を改正する法律（平成16年法律第61号）の施行の日から施行する。